

福島原発かながわ訴訟

10月8日 東京高裁 第8回口頭弁論



今日のスケジュール

- 裁判所前で集会 13:00~13:30
- 傍聴抽選整理券交付締切 13:40
※抽選の傍聴席は30席程度です。
- 結果発表・傍聴券交付 13:40
※当選した方は所持品検査を受けて裁判所内に入ります。
※傍聴できない方は交流会場の日比谷図書館4Fスタジオプラスへご案内します。
- 傍聴に入る方は正面玄関へ、外れた方は交流会場へ 13:40
- 原告本人と弁護団が陳述します 101号法廷 14:00開廷 1時間程度
- 報告集会 15:30分頃から1時間程度
※会場) 日比谷図書館4Fスタジオプラス
※コロナ対策のマスク着用、入り口で検温と除菌、受付票提出にご協力をお願いします。

重要!

次回は2021年12月17日(金)
午前10時から
※12月は証人尋問を申し入れています。

内容《法廷では以下のやり取りを行う予定です》

【一審原告ら】

1、下記の書面を提出し、その内容を主張します(代表的なもののみ)。

①損害論についての個別準備書面、陳述書

各原告の被害の実相に見合った適切な精神的損害の賠償(避難慰謝料及びふるさと喪失・生活破壊慰謝料)を求め、今後の原告本人尋問の実施について、被告らや裁判所と協議を進めます。

②十分な賠償をしているとの東電主張に対する反論

実際の被害の実態、被害者の声を明らかにしつつ、東電の主張が実態と乖離した暴論であることを明らかにします。

③損害論・弁済の抗弁

東電が過去に被害者に支払った賠償金を自分たちに都合良く解釈しての主張が法的に不合理であることを明らかにします。

2、原告本人の意見陳述

富岡町から避難された原告による、被害状況や心情についての意見陳述。(約5分)。

3、弁護団意見陳述

上記1②の内容について弁護団より意見陳述を行います(約25分)。

また、進行協議では、上記1③の内容について意見陳述を行います(約15分)。

【一審被告国】

原告が求める責任論の専門家証人(後藤政志さん、筒井哲朗さん)の尋問について反対する意見を述べる他、責任論についてまとめた主張を行う予定です。

【一審被告東電】

国と同じく専門家証人の尋問に反対する意見を述べる他、損害論についての反論等を行う予定です。

平成 31 年 (ネ) 第 3292 号、第 5000 号
控訴人 (一番原告ら) 村田弘 外
被控訴人 (一番被告ら) 東京電力株式会社、国
福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件

意見陳述要旨

原告番号 2-1

東京高等裁判所 第 23 民事部 Cイ係 御中

1 私は、福島県で出生し、昭和 40 年に建設会社に入社した後、昭和 41 年 5 月に福島県に赴任して大熊町の会社寮に住むことになりました。福島では主に原発工事に従事しました。

そして、檜葉町生まれの妻と出会い、昭和 48 年に結婚準備のため富岡町に移り住み、昭和 49 年に結婚しました。結婚後は富岡町の会社の借り上げ住宅で暮らしていましたが、昭和 50 年に長女が誕生したのをきっかけに、自然豊かな郡内文教の中心地であり、妻の実家が隣の檜葉町で親戚・知人も多いことから、終の棲家は富岡町にしたいと考え、昭和 53 年に富岡町に自宅を新築しました。

その後私は、関東圏での建設工事の工事管理者として従事した時期もありましたが、平成 15 年には、業務がほぼ同じ地元の建設会社に転職しました。

富岡町では、地域との繋がりを大切に、仕事に遊びに楽しく平凡な暮らしをしていました。妻は、専業主婦として私の仕事を支えてくれました。原発事故の数年前には、長女も世帯を持って私達も肩の荷が下り、今後は仕事の傍ら、趣味や、友人・知人・親戚と平穏な生活を楽しみたいと考えておりました。自宅の庭のブルーベリーや梅などが成熟すると、ジャムにして食卓に並べるのも楽しみでした。結婚して横浜に住んでいる長女夫婦や孫は、それを楽しみに私達の元へ毎年 5 回ほど来ていました。私達は富岡町の自宅で長女夫婦や孫と一緒に過ごす時間が何よりの楽しみでした。長女や孫にとつていつでも帰れる田舎であり、私達の終の棲家でした。

そうした平穏な生活は、原発事故の発生で一変しました。

2 私は、震災が発生した時、双葉町の会社事務所で勤務中であり、管理責任者として外勤者約 80 名の安否確認作業のため交通網がズタズタの沿岸部を必死の思いで駆け回りました。すべての安否確認を終え双葉町の会社に戻った翌 12 日早朝、タイベックを着た重装備の警察官に呼び止められ、『原子力緊急事態宣言が発令された』と直ちに避難所直行を告げられ、自宅に帰ることもできず着の身着のまま川内村の避難所へと誘導されました。妻とは互いに連絡は取れない状況でしたが、川内村の避難所を探し回り 3 か所目でようやく妻を見つけ合流することができました。

川内村の避難所では、私達はトイレの近くの廊下において、寒く毛布もなく、常に物音がして、詰まり・漏れ出しなど臭いも酷く、ほとんど眠れない状況でした。そんな中、支援物資の受け入れ作業や炊き出し等の手伝いをする避難所生活でした。食事は川内村の人達が作ってくれたもので、少ない食事で体力的に厳しいものがありましたが、受け入れてくださった川内村の皆さんのご恩は忘れられません。14 日になり、横浜の長女とようやく連絡が取れて、長女宅へ避難することにしました。ガソリン量を心配しながら、初めて走る一般道を 15 時間以上かけ横浜市の長女宅に到着しました。

3 それから 10 年が経過しました。私たち夫婦は、ふるさとである富岡町に帰還したいという想いをもちながら、今でも長女と共有の名瀬町のマンションに避難を続けています。

私も妻も、避難生活の中で病気や体調悪化、怪我を繰り返しており、互いの体調が心配で、1 人では遠出などできない状態です。また、現在のかかりつけ医は横浜市内にあります。そのため、体調面からも、福島への帰還は困難です。

また、富岡町のインフラや放射線量などは、避難指示が解除されて 4 年以上が経過しても、依然として帰還できるような状態ではありません。2015 年 11 月 4 日の航空機モニタリングの測定結果によれば、旧居住制限区域に位置する自宅周辺は地表面から 1 m の高さで 1.9~3.8 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の空間線量率、2019 年 10 月 3 日の 4 回目の環境省モニタリング調査でも、

自宅跡地の線量は0.25～0.38 μ Sv/hであり、帰還できる線量ではありません。

そして、試算によれば、私たちが帰還した場合の50年間積算線量率推計値は307mSv～672mSv/50年であり、このような被ばく調査の結果からすれば到底帰還することはできません。

今でも富岡町に帰りたいという想いはあるのですが、このような状況から、実際には帰還は極めて困難です。

4 私は、避難前は仕事が生き甲斐でもありましたが、避難によりやむなく退職しました。同社においては、数少ない技術者として定年後の70歳まで雇用を継続される見通しがあり、避難後もたびたび社長からは「いつ復帰していただけるのか連絡を下さい」等の連絡を受けていました。しかし、避難生活により私も妻も体調が悪化しており、福島に戻るのも、単身赴任をするのも、福島に通うのも、いずれも現実的ではありませんでした。仕方なく、横浜での求職活動は行ってはいますが、高齢のためなかなか就職できないまま70歳半ばとなり、働きたくても働けない状況です。今後の生活に強い不安を感じており、それも心身の不調の原因となっています。

5 私は、避難前は近所の町内会や会社の同僚とのゴルフ等の交流を楽しみ、長女の出身校である双葉高校や妻・久江の出身校である富岡高校では、様々な役割を担ってきました。妻も、近所付き合いや親戚付き合いや、パッチワークや生け花のクラブに参加して、地域の人たちとの交流を大切にしていました。しかし、避難後は、富岡町に住んでいた当時の友人・知人および親戚とは、全町が離散してしまったことで、連絡さえほとんど取らなくなってしまいました。特に避難当初は、家族以外とは全く音信がなく、孤立感が募り大きな苦痛でした。

6 富岡町の自宅は、一時帰宅するたびに、片付け・除草等を行っていましたが、屋内はネズミ・蜘蛛その他の小動物の糞尿が染みつき汚臭がし、柱・ドア・家具等すべての木部が害されるなど、荒れ放題でした。窓ガラスが割られ窃盗犯が侵入した形跡を確認したこともありましたが、散乱した屋内外の何が盗難にあったのかの確認もできませんでした。結局、自宅は取り壊しました。

コロナ渦の外出自粛ということもあり、2019年秋以降、自宅跡地の現況確認もできていない状態が続いています。

自宅跡地については、原発事故後は固定資産税が減免されていましたが、本年度から満額の固定資産税を請求されるようになった一方、売ろうにも買い手がおらず、富岡町での「空き家・空き地バンクも昨年で打ち切りとなってしまっており、処分の仕様がありません。

さらに今般、富岡町からは、所有地の適正管理に協力するよう広報がなされました。管理不十分が原因で第三者に損害を与えた場合には所有者責任が問われる場合もあるということで、自己負担で除草をするよう除草業者の案内がありました。今までは被告東京電力が除草をしていましたが、自宅を撤去した土地については今後はしないという不当な判断によるものです。

このように、自宅跡地は私たちの大きな重荷となっています。

7 避難者としての苦労は、コロナのワクチン接種の際にも強く感じる事となりました。

私たちは、帰還の可能性があるため、避難者特例法により住民票は富岡町に置いたままで、接種券や住所地外接種届出済証も富岡町から届きました。しかし、富岡町からの接種券等の番号が横浜市では使えず、何度も区役所に通って再発行し、なんとかワクチンを接種することができました。そのため、接種できたのは7月17日とだいぶ遅くなり、不安な日々を過ごしました。このように、私たち避難者は、今も様々な不利益を甘受しなければならない状態にあります。

8 振り返れば、「原子力の明るい未来」、「温暖で自然豊かな生活」という安全神話を信じたことが大きな間違いでした。今も消息がわからない友人・知人、戻らない町の賑わい、表面上の復興で戻らない町民、地域全体が分断されたままでの状況では気持ちは晴れません。

原発事故以来、多く的人是さ迷った放浪の状況です。今も手探りの生活は続いています。

東京電力はこの裁判の中で、補償・賠償は十分にしたと主張していますが、信じがたい主張です。裁判所には、国と東京電力に対して、原発事故による深刻な損害について適正な賠償を命じて頂きたいと思えます。また、国には、原発廃炉工事や処理水海洋放出、除染等の作業について、安全安心な対策をしっかりと行ってほしいです。

以上